**長野県告示第372号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
北佐久郡軽井沢町大字茂沢字茂沢入1の3、1の171、1の172、1の177から1の179まで、1の195、1の196、1の217、1の266、1の268、1の269
  - 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び軽井沢町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第373号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
下伊那郡松川町上片桐3149の6・3149の7・3149の14から3149の16まで（以上5筆国有林。）
  - 保安林として指定された目的  
水害の防備
  - 変更後の指定施業要件
    - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

**長野県告示第374号**

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
安曇野市明科東川手10733の6（国有林。次の図に示す部分に限る。）、10731の2（国有林）
  - 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び安曇野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第375号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
長野市篠ノ井岡田字庚申塔3241の735から3241の742 まで
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由  
指定理由の消滅

森林づくり推進課

長野県告示第376号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県佐久建設事務所及び佐久市役所に備え置きます。

令和4年7月19日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
北沢	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	佐久市	常和	東畑	2384番	1号
		〃	〃	〃	2380番3	2号
		〃	〃	〃	2373番	3号
		〃	〃	〃	2378番3	4号
		〃	〃	〃	2378番1	5号

砂防課

長野県告示第377号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業の認可をしましたので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

令和4年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 施行者の名称  
松本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
松本都市計画道路事業 3・5・6号出川浅間線

## 3 事業施行期間

令和4年7月19日から  
令和11年3月31日まで

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

長野県松本市大字里山辺字北小松、大字里山辺字小松町、県二丁目及び大字惣社字惣社地内

## (2) 使用の部分

なし

都市・まちづくり課

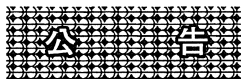
## 選告示第33号

令和4年8月7日執行予定の長野県議会議員補欠選挙（上伊那郡選挙区）に係る公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定による選挙人名簿の登録について、その基準日は、令和4年7月28日（年齢については、令和4年8月7日）とする。

令和4年7月19日

長野県選挙管理委員会委員長 北島靖生

選挙管理委員会



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

令和4年7月19日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ佐久インター

佐久市岩村田北1-22-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和リース株式会社 代表取締役 北 哲 弥

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号 ピップビル

## 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が同法第3条第1項に定める基準面積以下となった日

令和4年5月31日

産業政策課

## 公告

令和4年3月10日付で公告した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項及び第2項の規定による変更の届出について、次のとおり取下げ書の提出がありました。

令和4年7月19日

長野県知事 阿部守一

## 1 届出書の取下げがあった大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ佐久インター

佐久市岩村田北1-22-1 ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

大和リース株式会社

大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番36号 ピップビル